

登園許可書

児童名 _____

_____ 月 _____ 日より登園を許可します

備考

年 _____ 月 _____ 日

医療機関名

医師名

印

*診断名に○をお願いします。

病名	登園のめやす	病名	登園のめやす
インフルエンザ A・B	発症した後5日間を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで	流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失するまで。又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	急性出血性結膜炎	医師が感染の恐れがないと判断してから
麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで	溶連菌感染症	解熱し抗菌薬内服後1日を経過していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過しかつ全身状態が良好になるまで	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳がおさまっていること
風疹 (三日はしか)	発しんが消失するまで	ウィルス性肝炎	肝機能が正常であること
水痘 (水ぼうそう) 帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化するまで	感染性胃腸炎 ノロウィルス ロタウィルス アデノウィルス 等	嘔吐下痢等の症状が治まり、普段の食事が摂れること
咽頭結膜熱 (プール熱)	主な症状が消失して2日を経過するまで	細気管支炎 (RSウィルス感染症等)	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと
結核	感染の恐れがなくなると認められるまで	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、医師が感染の恐れがないと認めるまで
腸管出血性 大腸菌感染症 (O-157等)	医師が感染の恐れがないと判断してから	その他	

<注意>

- ・「発症した後○日を経過」とは、発症した日の翌日から○日間経過とします。
- ・「解熱した後▲日」とは、解熱した日の翌日から▲日間とします。

上記の児童について登園許可をお願いいたします。

社会福祉法人幸会
原町みゆき保育園 園長
電話 03-3356-2663

2017年3月 改訂

乳幼児に多い主な感染症

1. 登園許可書が必要な感染症

病名	主な症状	潜伏期間	登園のめやす
インフルエンザ	突然の発熱・全身症状（関節痛・筋肉痛・下痢・嘔吐）呼吸器症状（咽頭痛・咳）	1～5日	発症後5日間を経過し、かつ解熱後3日経過するまで（発症日、解熱日を0日として数える）
百日咳	1～2週間で特有の咳発作になる咳は夜間に悪化する	7～10日	特有な咳が消失し全身状態が良好であること
麻疹（はしか）	発熱・くしゃみ・結膜炎・発疹	10～12日	解熱した後72時間経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発熱・耳の下が腫れる・食べると痛い	14～24日	耳下腺、舌下腺、顎下腺の腫脹が消失し（腫脹発現から5日経過）、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発熱・発疹・リンパ節腫脹	14～21日	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう） 帯状疱疹	胸や腹背、全身へと水疱疹	11～21日	全ての発疹が痂皮化するまで
結核	発熱・咳・痰	28～42日	感染の恐れがなくなると認められるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱・結膜炎・咽頭炎（喉が痛い、赤い）	5～7日	主要症状が消失して2日を経過するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O-157等）	腹痛・下痢・血便	3～8日	医師が感染の恐れがないと判断してから
流行性角結膜炎	眼瞼腫脹・異物感・目やに	5～12日	結膜炎の症状が消失してから
急性出血性結膜炎	眼瞼腫脹・異物感・目やに・結膜下出血	1～3日	医師が感染の恐れがないと判断してから
溶連菌感染症	発熱・咽頭痛・発疹	2～5日	解熱し抗菌薬内服後24時間経過していること ただし治療の継続は必要
マイコプラズマ肺炎	風邪様症状・頑固な咳（解熱後も3～4週間咳が持続する）	14～21日	発熱や激しい咳が治まっていること
ウイルス性肝炎	発熱・倦怠感・頭痛・黄疸	28～49日	肝機能が正常であること
感染性胃腸炎 （ノロウイルス ロタウイルス アデノウイルス 等）	発熱・嘔吐・下痢	1～3日	嘔吐下痢等の症状が治まり普通の食事ができること * 下記、下痢・嘔吐症状時の登園基準を満たすこと
細気管支炎 （RSウイルス感染症）	発熱・鼻汁・喘鳴・呼吸困難 （6ヶ月未満の乳児は重症化することがあり注意が必要）	2～8日	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態がよいこと

2. 以下の感染症は登園許可書は必要ありませんが、医師の診断が必要です

病名	主な症状	潜伏期間	登園のめやす
ヘルパンギーナ	高熱と共に口内炎	2～7日	発熱がなく（解熱後24時間以上経過し）、 普通の食事ができること
手足口病	口内炎・手のひら、足の裏に水疱	3～5日	
伝染性紅斑（りんご病）	両頬に紅斑・四肢に網状の紅斑	10～20日	全身状態がよいこと
突発性発疹	3～4日高熱・解熱後発疹	約10日	解熱し全身状態がよいこと

3. 以下の皮膚疾患は症状が強い場合を除き登園は可能ですが、プール遊びには参加できません

伝染性膿痂疹（とびひ）	患部を覆うことができない場合は登園できません。プール遊びには治療証明書許可書が必要です。		
伝染性軟属腫（水イボ）	乳児クラスは、すべての水疱が消失するまでプール遊びへの参加はできません。 幼児クラスは、水いぼがラッシュガードで覆えない場合はプール遊びには参加できません。 治療証明書（許可書）は不要です。		

4. 下痢・嘔吐症状時の登園基準

①発熱していないこと	②最終嘔吐より24時間経過していること	③食事が普段どおりに食べられていること
④登園前24時間の排便が軟便でも3回以上出ていること⑤おむつを使用しているお子様は、1回の排便がおむつから漏れないこと		
* 保育中は、8～9時間以内を目安に3回の軟便があった場合は翌日の登園はお控えください。		

★感染性胃腸炎以外でも下痢や嘔吐症状はありますので、ご家庭での様子、症状の程度や状況、医師の診断などを総合的に判断して対応させていただきます。